

特定農薬（特定防除資材）の指定 及び検討の現状について

農林水産省消費・安全局 農産安全管理課 農薬対策室

I 特定農薬について

1 特定農薬とは

農薬取締法第2条第1項に規定する「特定農薬」（通称「特定防除資材」という。）は、「原材料に照らし農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがないことが明らかなものとして農林水産大臣及び環境大臣が指定する農薬」をいう。

2 経緯

農林水産省は、平成14年に発覚した無登録農薬の販売・使用問題を契機として、同年の臨時国会において農薬取締法（昭和23年法律第82号。以下「法」という。）を大幅に改正し、農薬の製造・使用等に関する規制を強化した。しかしながら、農家が自家製造して使用している防除資材などで、原材料に照らし農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがないことが明らかなものまで登録の義務を課すことは、過剰規制となることから、法改正に併せて、これらについては、農薬登録を不要とする制度を新設した。

3 特定農薬として指定された資材

(1) 指定資材

平成15年3月に特定農薬として、「天敵¹⁾」、「食酢」及び「重曹」を指定した。

今般、平成26年3月28日農林水産省・環境省告示第2号（特定農薬を指定する件の一部を改正する件）が公布され、新たに「エチレン」、「次亜塩素酸水（塩酸または塩化カリウム水溶液を電気分解して得られるものに限る。以下「電解次亜塩素酸水」という。）」を指定した。

(2) 指定された資材の範囲及び参考となる使用方法等について

これら資材の範囲及び参考となる使用方法等の概要を表-1に示す。なお、詳細については、「特定農薬（特定防除資材）として指定された資材（天敵を除く。）の留意事項について」（平成26年3月28日付け25消安第5776号・環水大土発第1403281号農林水産省消費・安

全局長、環境省水・大気環境局長通知）を参照いただきたい。

また、天敵については、これらの使用、増殖または販売に伴う自然環境や生態系への悪影響を避けるため、別途、天敵の範囲及び使用等にあたり留意すべき事項を取りまとめ、新たに「特定農薬（特定防除資材）として指定された天敵の留意事項について」（平成26年3月28日付け25消安第5777号・環水大土発第1403282号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長通知）を发出しているもので、利用に際しては、留意していただきたい。

なお、これら通知は、農薬コーナーの特定農薬に関するホームページ（http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_tokutei/）を参照願いたい。

II 特定農薬の検討対象としない資材について

1 経緯

食酢等を特定農薬として指定する一方で、農林水産省及び環境省は、平成14年に実施した調査で得られた約740種の特定農薬の候補となる資材について、特定農薬としての指定の判断を保留し、その毒性等の情報から順次整理を行い、検討対象から除外してきた。

まず、平成16年に75資材を特定農薬の検討対象から除外した。平成23年にはこれら75資材を含む293資材を検討対象から除外する（平成23年通知²⁾）とともに、本章2節に後述する通り、特定農薬の検討対象としない資材の類型化を行った。

また、平成26年に新たに24資材を特定農薬の検討対象としないことを示し（平成26年通知³⁾）、引き続き特定農薬の検討対象とする資材は10資材（表-2参照。以下「検討対象資材」という。）となった⁴⁾。

2 特定農薬の検討対象としない資材の取扱い

検討対象から除外した資材は、各資材の使用状況、安全性、使用目的等に関する情報から、

①使用に関する情報が得られないため、「名称から資材が特定できないもの」

②安全性に問題のある等の情報があるため、「資材の原材料に照らし使用量や濃度によっては農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがあるも

Current Situation of "Designated Harmless Agricultural Chemicals". By Agricultural Chemicals Office, Plant Products Safety Division, Food Safety and Consumer Affairs Bureau, MAFF

(キーワード：特定農薬、特定防除資材)

表-1 指定対象の範囲及び参考となる使用方法等

資材	エチレン	電解次亜塩素酸水	重曹	食酢	天敵
指定対象の範囲	労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第24条の14にのつとつた表示又は工業標準化法（昭和24年法律第185号）第11条に基づく日本工業規格 Z7253 に規定する安全データシート（SDS）等により製品規格が確認できるもの（エチレンとその他の化学物質との混合物を除く。）	<p>次に掲げる水溶液であって、pH6.5 以下、有効塩素 10～60 mg/kg のものとする。</p> <p>一 0.2% 以下の塩化カリウム水溶液（99% 以上の塩化カリウムを飲用適の水に溶解したもの）を有隔膜電解槽（隔膜で隔てられた陽極及び陰極により構成されたものをいう。）内で電気分解して、陽極側から得られる水溶液</p> <p>二 2～6% の塩酸を無隔膜電解槽（隔膜で隔てられない陽極及び陰極により構成されたものをいう。）内で電気分解し、飲用適の水で希釈して得られる水溶液</p>	<p>一 食品、添加物等の規格基準（昭和34年12月28日厚生省令第370号）に適合する炭酸水素ナトリウム、重炭酸ナトリウム又は重炭酸ソーダであって、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成23年内閣府令第45号）にのつとつた表示がされたもの</p> <p>二 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）に適合する炭酸水素ナトリウムであって、同令にのつとつた表示がされたもの</p> <p>三 薬事法（昭和35年法律第145号）に基づく日本薬局方（平成23年3月24日厚生労働省令第65号）医薬品各条に規定する炭酸水素ナトリウム、重曹又は重炭酸ナトリウムであり、同法及び同告示にのつとつた表示がされたもの</p> <p>四 雑貨工業品品質表示規程（平成9年12月1日通商産業省令第672号）にのつとつた表示がされた住宅又は家具用の洗剤であって主要な成分が炭酸水素ナトリウム、重曹又は重炭酸ナトリウムであることが確認できるもの</p> <p>五 工業標準化法（昭和24年法律第185号）第11条に基づく日本工業規格（以下「JIS」という。）K8622 に規定する「炭酸水素ナトリウム（試薬）」であって、JIS にのつとつた表示がされたもの</p> <p>六 JIS Z7253 に規定する安全データシート（SDS）その他の表示により製品規格が確認できるもの</p>	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第19条の13に基づく加工食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省令第513号）及び食酢品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省令第1668号）にのつとつた表示がされたもの	法第2条第1項の規定に基づく、告示に規定するとおり、特定農薬として指定する天敵は、昆虫綱及びクモ綱に属する動物（人畜に有害な毒素を産生するものを除く。）であって、使用場所と同一の都道府県内（離島にあっては、当該離島内。以下同じ。）で採取されたもの（以下「土着天敵」という。）に限る。土着天敵には、当該土着天敵を採取した場所と同一の都道府県内で当該土着天敵を増殖することにより生産された次世代以降の天敵が含まれる。

表-1 つづき

資材	エチレン	電解次亜塩素酸水	重曹	食酢	天敵
<p>薬効が認められる対象病害虫等</p>	<p>・ばれいしよの萌芽抑制 ・バナナ、キウイフルーツ等の果実の追熟促進</p>	<p>・きゅうりのうどんこ病 ・いちごの灰色かび病</p>	<p>・野菜類、ばら、ホップの灰色かび病 ・野菜類、ばら、ホップのうどんこ病 ・野菜類のさび病</p>	<p>・稲のみみ枯細菌病、ばか苗病、ごま葉枯病</p>	
<p>参考となる使用方法</p>	<p>・ばれいしよ：エチレン濃度4～20 ppm、貯蔵期間中、常時所定の濃度を保つ（貯蔵庫内の温度は8℃程度）。 ・バナナ：エチレン濃度300～1,000 ppm、処理時間24時間（貯蔵庫内の温度は13～19℃程度）。 ・キウイフルーツ：エチレン濃度10 ppm程度、処理時間10～12時間程度（貯蔵庫内の温度は15～20℃程度）。</p>	<p>・生成直後の電解次亜塩素酸水を200 l/10 a 散布。 ・生成直後の電解次亜塩素酸水を1.5～2 l/株散布。</p>	<p>・重曹濃度0.1%程度に薄めたものを150～500 l/10 a 散布。</p>	<p>・酸度0.1～0.25%程度に薄めたものに24時間もみを浸漬。 ※焼酎、糖類と混合したものを使用している事例もある。</p>	
<p>使用の際の注意点等</p>	<p>・エチレンやエチレンの入ったボンベを取り扱う際には、他法令（高圧ガス保安関係法令、労働安全衛生関係法令等）による規制を遵守すること。</p>	<p>・電解次亜塩素酸水中の有効塩素は、時間の経過とともに減少し、有害物質である亜塩素酸や塩素酸が生成されるので、使用の度に製造し、製造後は速やかに使用すること。 ・有酸素電解槽を用いて電解次亜塩素酸水を生成する際に発生する陰極側の水溶液の排水処理は、日本電解水協会が作成した使用マニュアル等を参考に、他法令を踏まえ適切に実施すること。 ・酸性の強い電解次亜塩素酸水を使用すると農作物に酸焼けが生じたり、皮膚等に刺激が生じる事例が確認されているので、日本電解水協会が作成した電解次亜塩素酸水の使用マニュアルに従って使用すること。</p>	<p>・にがうりに使用する場合、えらぶ、か交5号、チャンピオン、久留米百成2号又は吉田系の品種では、葉害が生じた事例がある。</p>	<p>・有害な成分が抽出されるおそれがあるので、食用に供しない物を漬け込んだ食酢の使用は避けること。</p>	

表-2 引き続き特定農薬の指定の検討対象とする資材一覧

資材	資材
インドセンダンの実・樹皮・葉	ヒノキチオール, ヒバ油
ウエスタン・レッド・シーダー (ヒノキ科ネズコ属樹木)	ヒノキの葉
甘草 (マメ科カンゾウ)	ホソバヤマジソ (シソ科)
酵母エキス, クエン酸, 塩化カリウム混合液	酒類 (焼酎)
二酸化チタン	木酢液, 竹酢液

の]

③使用目的等から、「法に規定する農薬の定義に該当しないもの」

に分類している (概要については図-1 参照)。

このうち、①及び②については、安全性に問題がある等の理由から、農薬登録されない限り農薬として製造などしてはならない。また、③については、情報提供された使用目的等 (例えば、肥料として使用する方や物理的な防除等) から見て、農薬取締法に規定する農薬の定義に該当しないと判断されたものため、これらの目的等で使用される限りにおいては、農薬取締法の規制の対象外である。しかしながら、農薬としての効能効果を標榜して製造・販売される場合や農薬として使用される場合は、指導・取締りの対象となるので、ご注意願いたい。

なお、平成 23 年通知及び平成 26 年通知は、農薬コーナーの特定農薬に関するホームページ (http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_tokutei/) を参照願いたい。

III 検討対象資材に関する審議状況

農林水産省及び環境省は、合同会合⁵⁾における議論を踏まえ、「特定防除資材 (特定農薬) 指定のための評価に関する指針」(平成 16 年 3 月 1 日付け消安第 6522 号・環水土発第 040301001 号消費・安全局長, 環境省水環境部長通知。平成 21 年 7 月 13 日一部改正。以下「評価指針」という。)において、特定農薬を指定するにあたって必要な薬効及び安全性に関する評価の考え方や指定にかかる手続き、評価に必要な資料等を定めている。

今回指定されたエチレン、電解次亜塩素酸水以外で、これまでに、必要な資料の提供を受け、合同会合で審議が行われた資材は以下の通りである。

- ・ウエスタン・レッド・シーダー蒸留抽出液
- ・焼酎
- ・二酸化チタン
- ・ヒノキの葉

・細葉山紫蘇抽出液

・木酢液

なお、審議の詳細な情報は、農業資材審議会のホームページ (<http://www.maff.go.jp/j/council/sizai/index.html>) を参照願いたい。

IV 今後の進め方

1 焼酎

焼酎を特定農薬として指定することについて、パブリックコメントを実施したところ、焼酎ではなく別の名称で指定してほしいとの意見があった。第 14 回農業資材審議会農薬分科会 (平成 26 年 3 月 4 日開催) に、その旨報告したところ、今後、合同会合において、範囲やその名称、情報提供の内容について検討した後、必要に応じて、改めて食品安全委員会に諮問する等、指定に向けた手続きを進めることとされた。

このため、焼酎以外の酒類について農薬としての使用実態がある場合は農薬対策室あて情報提供するよう都道府県の農業行政担当者をお願いしている。なお、都道府県関係者以外の方で、焼酎以外の酒類について、農薬としての使用実態に関する情報をお持ちの場合は農薬対策室あて情報提供をお願いする。

2 その他の検討対象資材

評価指針に基づく薬効・安全性に関する情報が提供され、評価に必要な資料が整えば、順次、合同会合で審議することとなる。

本文の解説

- 1) 昆虫網及びクモ網に属する動物 (人畜に有害な毒素を産生するものを除く。) であって、使用場所と同一の都道府県内 (離島 (その地域の全部又は一部が離島振興法 (昭和 28 年法律第 72 号) 第 2 条第 1 項の規定により指定された同項の離島振興対策実施地域に含まれる島, 小笠原諸島振興開発特別措置法 (昭和 44 年法律第 79 号) 第 2 条第 1 項に規定する小笠原諸島の区域に含まれる島, 奄美群島振興開発特別措置法 (昭和 29 年法律第 189 号) 第 1 条に規定する奄美群島の区域に含まれる島及び沖縄振興特別措置法 (平成 14 年法律第 14 号) 第 3 条第 3 号に規定する離島をいう。) にあつては、当該離島内) で採取されたもの
- 2) 「特定農薬 (特定防除資材) の検討対象としない資材について」(平成 23 年 2 月 4 日付け 22 消安第 8101 号・環水土発第 110204001 号農林水産省消費・安全局長, 環境省水・大気環境局長通知)

<p>名称から資材が特定できないもの (平成 23 年通知別表 1 及び平成 26 年通知別表 1) 廃油, 高分子ポリマー, 香料, 乳化剤, 粘着剤, 安定剤, 防腐剤, 保存剤, <u>アミノ酸全般</u>, <u>イグス海藻</u> (サンゴ海藻), <u>インドール酢酸</u>, <u>カイネチン</u>等</p>
<p>資材の原材料に照らし, 使用量や濃度によっては農作物等, 人畜及び 水産動植物に害を及ぼすおそれがあるもの (平成 23 年通知別表 2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用方法によっては人畜又は水産動植物に対する安全性に懸念がある資材 ホルムアルデヒド, ナフタリン, ホウ酸, 除虫菊, たばこ抽出物, 石油等 ・人畜に有害な昆虫 オオスズメバチ, キアシナガバチ等 ・文献等により, 毒性を有している可能性があると考えられる資材 ひとで, 悪茄子, ツバキ油かす, 木酢タール, 大豆サポニン等
<p>法に規定する農薬の定義に該当しないもの (平成 23 年通知別表 3 及び平成 26 年通知別表 2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物理的防除 熱湯, UV カットフィルム, 地中加温等 ・肥料 (成分が植物に吸収されて栄養的にはたらくもの) 塩化カルシウム, ケイ酸カルシウム, 硫酸マンガン等 ・その他提供された情報の通りの目的・方法で使用される限りにおいては, 農薬に該当しないと判断される資材 アイガモ, アヒル, イタリアングラス, マリーゴールド, 寒天, くず米, にがり, <u>米糠</u>等

図-1 特定農薬の検討対象としない資材について (概要)
 下線部分は平成 26 年通知で示したものの一部抜粋。

- 3) 「特定農薬（特定防除資材）の検討対象としない資材について」(平成 26 年 3 月 28 日付け 25 消安第 5778 号・環水大土発第 1403283 号農林水産省消費・安全局長, 環境省水・大気環境局長通知)
- 4) 平成 23 年通知および平成 26 年通知発出時に, 例えば, 「苛性ソーダ」を「水酸化ナトリウム」の別名とするなど, 資材名をまとめたため, 特定農薬の候補とされていた約 740 種から, 検討対象としないこととされた資材の数を除外しても, 検討対象資材の数とならない。
- 5) 平成 16 年 3 月 30 日までは, 農業資材審議会農薬分科会特定農薬小委員会及び中央環境審議会土壤農薬部会農薬専門委員会合同会合。平成 17 年 3 月 31 日からは, 農業資材審議会農薬分科会特定農薬小委員会及び中央環境審議会土壤農薬部会農薬小委員会合同会合。また, 平成 22 年 7 月 26 日からは, 農業資材審議会農薬分科会特定農薬小委員会及び中央環境審議会土壤農薬部会農薬小委員会特定農薬分科会合同会合。